

承知のように例えば仮に来春というような時期に一齊に調印国の大多数との間に外交関係ができるものでもないのでありまして、だん／＼と順次展開して参るのではないかと思つております。従いまして将来一定の期間を経過するにまじめぬいて、又或る程

し」の管理の点でござりますが、これが当然のことといたしまして削除いたしましたのであります。今回御審議願いたいオブジェクトのほうは、御指摘のような機

点を設置法の條文に書きますと、こういうような表現になるのであります。この点は先ほども御説明の中に申上げました通りでありますて、在外公

あつて大体外務大臣を管轄しておるが、
ですが、貿易事務所とか、いろいろな
政府の事務所があり、所によつては内務省の事務所もあり、或いは農

点を設置法の條文に書きますといふと
こういうような表現になるのであります。
この点は先ほども御説明の中に申
上げました通りでありますと、在外公
館はすべて外務大臣の管下に立つとい
う考えに基いております。

あつて大体外務大臣も掌轉しておられたが
ようですが、貿易事務所とか、いろいろな
政府の事務所があり、所によつては内務省の事務所もあり、或いは農
務省の事務所もあつて、雑然としてお
つたように思うのですが、そういうう
とは確かにいわゆる技術的に小さく辛

○曾林益君　もう一つ重要な点について
お尋ねいたします。
○政府委員(島津久太君)　その通りで
いります。
「どう」とは、この書き方でさせ得ない
「どう」とははつきりしておると解
釈してよろしくございますね。

○政府委員(島津久大君) その通りであります。それで本格的な改正に持つて行くといふつもりであります。

○曾祢益君 そういたしますると、大臣が体現在の必要に応ずると共に、大体現状において考えるならば、この機構を以て本格的な活動に入つてもいいと、別にこの際二段がまえに考えておられない、かのように解釈してよろしくござりますか。

は、先ほど御説明申し上げました中にも
ちよつと触れておきましたが、身分的
な関係、外交官、領事官の身分的な關係を別に又法律で規定いたしたいと思
つております。むしろ從来の「外務大臣
の管理に属し」というような事柄で
は、そのほうに廻る事柄であろうと考
えております。

○曾根益君 私の質問の説明がまずか
つたかと思うのですが、つまり今度桂
に改正法案の説明の中に、一つの重點
を置かれた所だと思うのです。この外
務省の二つ正副省長と設けられ

らばどういう国家的な在外機関ができる、外務省の機関以外であり、且つ事実上か或いは法律上か外務大臣の管理するから外れるようなものがあつたか、どういう実例があつてどういう実害があつたかなどこの御説明を願いたいと思います。

えて見ると如何にも必要性がある。外務省は失敗のほうが多いといったところであるが、それは過去において非常ではあるが、それが過去において非常に多くは外務大臣の機関である。外務省の機関であるといふことを明確に考える。そこでこの際在外公館は外務大臣の機関であるといふことを明確にすることには非常に結構だと思うのですが、ただ問題はこの書き方だけです。外公館は外務省の機関である、こう書き方によつて今後各省、即ち政機関が他の実際上の連絡事務所等を書かないということをはつきりさせるべきの積極的の効力があるかと、これ

伺いたいのであります。最後の点でござりまするが、第二十六條に、「外務省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事務管理に関する事項については、國家公務員法の定めるところによる。」かよくなつておるのであります。外務省のお考えとして、外務省の職員は在外職員についても現在の國家公務員法の規定そのままでやつて行つて差支えないとお考えになつておるか。それとも特別の公務員法を制定するといふようなお考へであるかどうか、この点

○曾祢益君　細目の点は別といたしまして、第二に伺いたいのは、この第一十二條の在外公館と外務省との繋がりでありまするが、従来の設置法におきましては、「在外公館は外務大臣の管轄に属し、外國において本省の所掌事務を行ひ」云々となつておつたんですが、これが今度の改正法案によりまして、「外務省の機關として在外公館を置く。」と、こゝからどうに変つたことは、非常に本質的な相違のよう御説明があつたのですが、この点はまあ從来「外務大臣の管理」ということと、「外務省の機關として在外公館を置く。」いうのは、實質的に非常に違つておるのであるかどうかこれをもう一遍説明願いたいと思います。

まして、そのほかにも財務官事務所、そのほか機械或いは労働関係の事務所、そのほか時的なこまぐしたもののが数々あつたと私頭にございませんので、正確なところは取調べましてお答え申上げた、と思いますが、これらの機関が外務大臣を通さないで、それ／＼本省の各大臣に直結をしておつたような形になりましたとして、従いまして外政の一文化という点から見まして遺憾な点が多くなかつたのでありますて、詳細のはいづれ取調べましてお答えいたしました。

○政府委員(島津久大君) これは法
府の専門のほうの意見といたしま
す、これで十分だということだそぞ
ありますて、各省の大臣の権限とい
うものが別に行政組織法できまつてお
ります。それらの関連からいたしまして
こういう書き方で先ほど来お話を
方を達するというので、こういう書
〇曾祢益君 それでは在外公館は外
省の機関として設けるという書き
だけで、今後政府のいろいろな機
が、一時的に人間を派遣すると、どう
とは別として、何と言いますか能解
あるとお認めであるのか。

○政府委員(島津久大君) 只今御指摘の点は、目下研究を重ねておる点でございまして、外務省の在外職員はもよよりのこと、外務省職員全般につきまして、現行の公務員法そのままで運用することが適當であるかどうかとう点は相当問題があるわけでござります。いずれ在外公館が正式に開設さますまでの間に、それらの点を十分究いたしまして、できるならば次の常国会にでも或る形の法律を提出したいという考え方で研究をいたしております。

○質疑者 只今の御答弁は大体了いたしました。これは私見でございますが、少くとも在外職員については別法の制定が必要ではないかという

○政府委員(島津久大君) 現行の設置法第二十二條、「外務大臣の管理に属

○政 府 委 員 (島 津 久 大 爰) 只今 御 意
の 通 り で こ そ い ま し て、 只 今 御 趣 旨

タジシエモネガハ貿易官モネガハの
商務官モネガハについてはいろいろとおきをせつ

に自分の所轄する公務員を海外に派

遣
うに考えておりますので、この点十

にお考え願いたいと存じます。それから続けて少し細目にについて質問申上げたのですが、第一に、この局の編成でござりますが、今度の編成によりますと政務局、調査局に屬しておりますました一般政務とでも申しますことが、即ち通商關係、條約關係というようなものを除いた一般政務については、これをはつきりと二つの地域局に分けられ、アジア局と歐米局と、かようになつておるのでありまするが、これは申すまでもなく、かように二つの地域局に政務を分断するためいろいろな支障が起るのではないか、アジアとヨーロッパのこれは地理的な線の引き方であり、生きている國際政局の現状から言いうならば、兩地域に跨つた大きな問題が当然に存在するわけでありまするが、かような問題、例えば「一つヨーロッパ・諸國と、自由世界」というふうな分け方もございましょ。かような点から言いましても、いろいろ二つの地域局に分けてしまい、殊に政務を纏括するような、或いは調査事務を纏括するような局を置く点については、これは十分にお考えになつたと思うのでありまするが、その利害得失がどうであるかといふことと、現在の新らしい分け方によりまして、然らばそういうふた地域では分け切れない一般政務と調査はどういうふうにしてやつて行かれる考えであるか、この点を伺いたいと思ひます。

つて見ましても、かなり問題の点であります。もとく政務関係が一つになつておなりまして、その下に地域別に分けるといふよろな考え方をして見たのであります。そういうえ方もして見たのであります。そなたがりますといふと、この現在の行政組織の建前からいたしまして、この局にはあまり込まないような形になるわけあります。或いは又政務局、地域局を地域によつて二分乃至三分いたしますと、その間隔々ばらくになる虞れがあるという点からいたしまして、別に総務局的なもの置くといふよろなことも考えて見たのでござります。併しながら現実に責任を以て或る地域の政務に専念しております。その局のほかに併立した局が別にありまして、それが地域的な政務局を統合すると申しましても、これは考え方としては成り立ちますが、現実の問題といたしましてはながくそつうまく運用ができるまないのでございまして、くだけて申しますと、総務局が浮いてしまうといふよろな形にもなりかねないのであります。いろいろそりやく点を考えまして結局政務局の數の問題もあるわけであります。現在のところ二つに分けまして、そらしまして全体の各局間の調整といふよろな仕事を官房の総務課で取扱おいて、乃至は相互に調整をするといふ考え方落ち付いたわけであります。どの行き方でなければ一〇〇%でないということは、なかへこの機構の運営から申しましてむずかしいわけございまして、現在のところ私どもの案が最良と考えておる次第でござります。

地城局に分けて見た。そうして足りないところは両方の連絡を十分にすることと、又一部においては官房の機関を活用するとでも言いますか、その一課を以てある程度の相互調整をするということは、過渡的な考え方としてはわかるのであります。併し果してこれで足りるかということは相当私は疑問があると思います。従つて最初に私が御質問申上げた点も、かような点にも関連して來るのであります。一方これまでスタートして見て、更に本格的な外交時代に入つたならば、必ずしも一般的な官庁機構といいますか、言葉が古いので恐縮でありますが、何という言葉を使つていらつしやるか知りませんが、行政官庁の一般的な構成に必ずしも採われることなく、やはり縦括するところの政務機局的なものでもやはり設けるほうがいいのではないか、かような点も一つ御参考おきを願いたいと存ずるのであります。意見でござりますから御質弁は求めません。

行政協定に施行する間のスムーズな両者の間の関係の規定の問題でござりますが、それに関連いたしまして、從来連絡局でやつておつたような事務以上に、もつと立入つてこの占領軍或いはアメリカ軍といいますか、と日本国民との間のいろいろな問題の調整に真に当つて行くような機関が必要ではないか。果してその意味に応えるだけの内容と氣魄と機能の充実を持つてゐる国際協力局と、その地方機関であるか否か、これは非常に私は重大な問題ではないかと思うのです。非常に抽象的なことを申しましたが、極めて簡単に実例を申上げるならば、現に横須賀地区におきましても、すでに一旦民需に転換した旧兵器工廠に対しまして、再び兵站司令部からこれを接收したいといふ希望がある。これは一片の命令だけですつてしまふという時代ではなくなつてゐる。かような問題が現に起つております。更に又いわゆるPDといふものが大体なくなりまして、特別調達府から手を引かれて特需工場になつた。その特需を受取てゐる日本人の工場におきまして、その工場とアメリカ側とのいろいろな締約関係において、十分に日本人の業者の利益が守られてゐるか。現美においては往々にして受け取らない。これらの問題についておらぬ。これらの問題については、もとよりこれは外務省だけの問題だとは私は申上げませんが、これらの見地から見てやるとここの機関が極めて必要である。果してそれに応える

○政府委員(島津久太郎君)　只今御意見の点は、結論的に申しますと、例えば安全保謢條約の効力が発生いたしまして占領軍が切替わる、その後どういうふうな措置をするかというふうな点、それらの点につきましては、今回の外務省の機構の改正では一應考慮から外してある次第です。先ほど初めに御質問ございましたこの態勢で将来動かすにずっと行くのかという御質問に対しまして、建前として暫定的なじやなくして、できるだけこの態勢で将来も行きたいと申上げましたのですが、その例外として、只今の点は例外の一つだらうと思うのであります。これは只今お話をございましたように、国内の機関との關係もあるわけであります。それらとも見合つて決定すべき問題でござります。なおまた行政取極そのものもまだ固まつておらないというような状況でございますので、され又、仮に來春條約が効力を発生するとしても、勿論それに間に合ひます。うに考えなければならんと思つておりますが、その点は今回の案では外して考えておるわけであります。それで終局の關係はそのまま國務協力局で時折扱う、そういう建前でござります。

第二章 中国古典文学名著与现代文化

必ずしも外務省だけの機構の問題ではないと思うのであります。が、行政協定の実施といいますか、この恒久的な問題について、どういう政府の機関が残つてスムースにやって行くかということは、私は非常に重要な問題であると思うので、外務省及び同僚の内閣委員會議長諸君にお考へを願いたいと思うのです。

においても少しあつさり御答弁を願いたいのですが、私の言わんとするところは、その恒久的な問題の外に、もう少し暫定的の、現在から行政協定ができますまで、効力の発生するまでの間が最も重大な時期である。これは日米間のサイロジカルな見地から言って非常に重大な時期であるから、外務省が新らしい機構として国際協力局の名の下に、従来の司令部との連絡並びに地方の連絡局の機能を發揮されるに当つて、十分の心がまえと、現実に国民の利害に裸でぶつかって行くようなやり方を是非お願いをしたい。それなくしては国際協力局と銘打つても、これは実際国際協力の最初にむしる事をするのがここから生れて来る事態ではないかと、かのように考へられる。それに対する明確なるあなたがたの心がまえた伺つておきたい。」（ノーノー）となんどあります。

力いたしまして職務の達成を期したいと思ひます。

今は非常に多いわけで、要は独立回復後も、例えばこの安全保障條約の実

るのであります。が、私どもといたしま

局の数も多くなつて参るというようだ

1

○杉原辰太君 三つ、四つ一緒にお話を聞いていたしまして職務の達成を期したいと思います。
ねいたしますから、かたためて御答弁を願います。第一は、この案を見ますと、いろいろと、官房に総合調整の権限を委託するのである。今まで外務省になかつた官閣開設に新らしい性格を附與とするものと困らうのですが、而もこれが政策問題についての総合調整まで含まれるわけなど、されども、この総合調整の事務をやることは、実際にやつて見ると非常にはむづかしいものなんですが、これは一体どういうふうな方法でやるかお考へであるか、それをお伺いしたいのです。それが第一点。それから第二点は、この局の編成、これは当然に今日本がとつて行く大体の大きな外交政策の体系といふものを頭に入れられて、それに相應して考へておられるときに違いないと思いますが、これには特にアメリカ局といふものはなくして歐米局になつておる、いろいろ考へた結果に違ないのでですが、このアメリカの関係といふものを、これは実私非常に今強く記憶に残つておるのですが、我々の大先輩の曾つて大臣として非常に苦労しておられたかたからしてじみと述懐を聞いたのであります。が、外務省の局の編成の場合にはアメリカ局といふのはどうしても必要なんだ、ということは、これは実際にできるものやないのです。どうしてもこれは必要なことだということを私は自分の多くの経験からして、その感を非常に深めておるのであります。然るに一方おいて国際協力局といふもの、これ

今は非常に多いわけで、或いは猶ほ同様に、
施事務のこととは或いはこういう所に
あるかも知れんが、そうでないとすれば、
この権限は国際情勢、國際連絡機関の実務的
なうと割にこれは少い、一局としてこれ
いふものを置くといふのに、一方アメリカ
局といふもの……、その辺のところは
はどういうふうなお考えであるか
うと割にこれが少い。それからある
ちよつとお聞きしたい。それからある
一つはアジア局、アジアと言つても、
これは單なるアジアの地理的範囲
では地理的じやなく、むしろ政策的に
見てアジア局の地域的範囲をきめなは
ればならんと思うのですが、大体どこ
いうふうにこの範囲を考えておられ
が、その辺をお尋ねしたい。

局の数も多くなつて参るというようだ
関係もございまして、途中の研究の経
緯は別といたしまして、結論的には現在
在の段階では政府の局は二局として、
一つはアジア、一つはアメリカとヨーロッパ
を含めたものということにいたしまして、アメリカ
関係の仕事はこの歐米局のみに限ら
ず、むしろ他のあらゆる局でも同時に
これを主眼を置いてやって行く。そぞろ
からその次のアジア局の編成がござ
ますが、これは大体東南アジアの國
国、そして今次戦争以後独立した
ましたベキスタン、インド、ビルマ、
タイ、インドネシア、フィリピン、
ういうような地域を中心としたしま
て、大体これらに包含される地域乃
直接只今中国本土とは関連がござ
せんが、これも含めましてアジア局
相當に向けてあるわけであります。
○杉原虎太君 ちよつと、今の中東
面は含まないですか、或いはエジ
トぐらいは。
○政府委員(島津久太君) この点も
えた点でございますが、只今私ども
組みでは中東方面はアジア局の所管
入れない考え方であります。
○杉原虎太君 そういう考え方ですか
これで終ります。

しで思ふに心を少しおまかす

○政府委員(島津久太君) 只今御意の点は誠に御尤もでありますて、国際協力局ができる以上は、只今御指摘のような精神で処理をいたして行きたと考へております。なおその外に、当つて連合国との関係は国際協力局所管でござりますが、なおその外のにおきましては外務省全体がこれには

○杉原辰太君 三つ、四つ一緒にお話を聞いていたしまして職務の達成を期したいと思います。
ねいたしますから、かたためて御答弁を願います。第一は、この案を見ますと、いろいろと、官房に総合調整の権限を委託するのである。今まで外務省になかつた官閣開設に新らしい性格を附與とするものと困らうのですが、而もこれが政策問題についての総合調整まで含まれるわけなど、されども、この総合調整の事務をやることは、実際にやつて見ると非常にはむづかしいものなんですが、これは一体どういうふうな方法でやるかお考へであるか、それをお伺いしたいのです。それが第一点。それから第二点は、この局の編成、これは当然に今日本がとつて行く大体の大きな外交政策の体系といふものを頭に入れられて、それに相應して考えておられるときに違いないと思いますが、これには特にアメリカ局といふものはなくして歐米局になつておる、いろいろ考へた結果に違ないのでですが、このアメリカの関係といふものを、これは実私非常に今強く記憶に残つておるのですが、我々の大先輩の曾つて大臣として非常に苦労しておられたかたからしてじみと述懐を聞いたのであります。が、外務省の局の編成の場合にはアメリカ局といふのはどうしても必要なんだ、ということは、これは実際にできるものやないのです。どうしてもこれは必要なことだということを私は自分の多くの経験からして、その感を非常に深めておるのであります。然るに一方おいて国際協力局といふもの、これ

今は非常に多いわけで、或いは猶ほ同様に、
施事務のこととは或いはこういう所に
あるかも知れんが、そうでないとすれば、
この権限は国際情勢、國際連絡機関の事
も、実務的に、實際に即して見るとい
うと割にこれは少い、一局としてこれ
らのものを置くといふのに、一方アメリカ
局といふもの……、その辺のところは
はどういうふうなお考えであるか
ちよつとお聞きしたい。それからある
一つはアジア局、アジアと言つても、
これは單なるアジアの地理的範囲で
は地理的じやなく、むしろ政策的に
見てアジア局の地域的範囲をきめな
ればならんと思うのですが、大体ど
ういうふうにこの範囲を考へておられ
が、その辺をお尋ねしたい。

局の数も多くなつて参るというようだ
関係もございまして、途中の研究の経
緯は別といたしまして、結論的には現在
在の段階では政府の局は二局として、
一つはアジア、一つはアメリカとヨーロッパ
を含めたものということにいたしまして、アメリカ
関係の仕事はこの歐米局のみに限ら
ず、むしろ他のあらゆる局でも同時に
これを主眼を置いてやって行く。そぞろ
からその次のアジア局の編成がござ
ますが、これは大体東南アジアの國
国、そして今次戦争以後独立した
ましたベキスタン、インド、ビルマ、
タイ、インドネシア、フィリピン、
ういうような地域を中心としたしま
て、大体これらに包含される地域乃
直接只今中国本土とは関連がござ
せんが、これも含めましてアジア局
相當に向けてあるわけであります。
○杉原虎太君 ちよつと、今の中東
面は含まないですか、或いはエジ
トぐらいは。
○政府委員(島津久太君) この点も
えた点でございますが、只今私ども
組みでは中東方面はアジア局の所管
入れない考え方であります。
○杉原虎太君 そういう考え方ですか
これで終ります。

しで思ふに心を少しおまかす

外的に折衝に出られるということに相成つたわけであります。それが又三転いたしまして、アメリカ側の態勢等から見ましてもできるだけ各党から全權を網羅してアメリカに行かなければならんというようなことで非常に御苦心をなすつたわけであります。そこでサンフランシスコにはでき得る限り各党からの主權を網羅されておいでになつたわけであります。私はこの平和條約等の立場から見まして、そいつたような行き方をとるということは当然なことであつたらうと思うわけであります。ところが私思ひますのに、條約が調印されまして、それからまあ軒余曲折を経ましようが、いよいよ効力を発生するといつたようなことになりました後ににおきまして、又その前におきましても私は日本の外交というのはやはりこの平和條約、日米安全保障條約の線に則つて行わるべきものであるということは当然であると思うわけであります。従いまして外務省のこここの間に廻しまする機構、というようなことにつきましても、そういうことをお考えにお入れになつてやつておられるものと思うのであります。そこで先ほど政務局長のお話を伺つても、條約の発行前と後においてはこの外務省の機構といふものも余り変わらんといったようなことであつたのであります。が、ここでお尋ねをいたしたいのは、いわゆる超党派外交的な氣持でやはり今後においてもなすつて行かれるものであるかどうか。又画然とそいつたような方針といふようなことをなくともでき得る限り、内政はともかく、外政におきましては、外国に対しましては、平

私は外交審議会といつたようなものを総力を一つ集めて参りまする行き方と和條約等を中心としたしまして国内のいろいろな方が大事だといったしますれば、この外務省の設置の上におきまして、今後において設けてやつて行かれる政府の御方針であるかどうか、そのお考えを聞きたいと思います。で、この審議会にもいろいろな考え方がありますが、ようやく、政党各派の主要な人を網羅する、或いは民間方面の各財界、文化その他の方々を網羅するといつたような有力なる外交審議会といったようなものを設けてやられるようなお考えがあるかどうか。勿論官制を見ますと、顧問でありますとか參與でありますとかいつたような制度はあります、私は今度の外交を見ましても、勿論アメリカ、イギリス等の考えでありますとは十分に協力、協調して行かなきゃならんと思うのであります。殊にソ連との関係におきますとか、或いは中共との関係におきますいろいろ将来條約を締結しようといったような話も、或いはなきにしもあらずといふような時代が来るのではないか。更にはインド等のいわゆる第三勢力と目されます。こういつた方面とのいろいろ問題が起きて来やせんかということが考えられるわけであります。が、そういう場合におきましても、やはり国内の各方面的有力者を網羅いたしまして、外務省の活動いたして行かれます日本の外交と交的な機關といふもの設けられるようなお考えがありますかどうか。若しあるとすればそういうものを外務省設

○政府委員(島津久大君)　只今の御意見のように外交に関しましては、国内の総力を挙げて当る、誠にこれは御同感であります。ただ超党派外交云々ということになりますと、これは又何と申しますか、私ども事務当局の考え方でもないかと考えるのでござります。まあその点は別といたしまして、何か超党派的なと申しますか、国内の各方面の知識、経験、識見、それを集めるような機関が要るのではないかという御意見であります。これは戦前にも外交調査会と申しますか、そういうつたような機関もあつたように聞き及んでおります。今後も何らかそういう点で有効に活用できる機関ができれば勿論この上ないと考えるのでござります。今回の機構の改正に当たりましては、それらの点につきましては、一つの独立した大きな審議会といふようなものは一応考えておらないのでござりますが、只今も御指摘になりましたように顧問、參與とこうよくなところで、そういうふうところで極めて優秀なかたが申しますか、そういうふうな機能を果たし外務大臣の諮問機関或いは補佐申しますか、そういうふうなものは別に只今の審議会というふうなものは別に只今のところは考えていないわけでござります。

から両君がおいでになりまして質疑をされたのであります。両君はもう質疑が済んだと言つて帰られたのです。が、もう連合委員会の必要もないかと思うのですが、まあ併し外務委員会からも正式の申入れを受けたわけではありませんからまあこのままもう少し事実上書類まで続けて行つたらいかと思いますが、如何でしようか。……さうにいたします。

○補見義男君 それじや私極く細かい点でありますけれども、一、二、三の点についてお伺いしたいのです。が、一つは、この法律を見ますと、実は私は外務省設置法が全面的に改正されて、我が審議の対象になるときには、恐らく完全自治圏における外務省としての機構が出て来ると予想しておつたのであります。が、併し結果的の関係もありますするからこの中にはそういうような意味の規定と同時に、占領治下における状態と二つの規定が入つておるのであるが、こういうような占領治下の経済的な規定を附則等の規定に譲らずに、本文に、即ち恒久的な外務省設置法としてお書きになつたその理由と申しますか、逆にいえば、なぜ経過的な問題を附則にお書きになるような体裁をとらなければならないか、この点を先ずお伺いしたいと思います。

○政府委員(島津久太君) その点は、私は先ほど来申しますように、この機構で将来も統けて行きたいという趣旨から申しますと、御意見のように、経過的なものは外すべきかと考えるのです。併し、なお現状におきましては、正常な外務省の活動以外に、平和條約効力発生前の仕事もなお残つておりますので、それらの点を別に外すあります。併し、なほ現状におきま

○補見義男君 次にお伺いしたいのは、先ほど曾祢君の質問にも関連するのであります。海外における政府の機関は、先ほどの説明を拜見いたしましたが、対外関係においてこういうふうに統一されることは、これは先ほどの曾祢君の御意見にもありました。が、決して反対すべき事柄ではないと思うのであります。これと関連して、これ又曾祢君のお話になつた点とも関連するのであります。実は外交省の役人は、大体従来申しますと、外交官試験、こういうものを通つた人がおりになります。従つて一般的には外交的な知識があつても専門的な知識を欠けておられる、率直に言つてこれは事実であります。そういうような意味から、特殊の調査事務等につきましては、それへ從来各省のほうから出ておつた、こういうことになつておつた現実であります。現在在外事務所におられるかたへの具体的の名を挙げて能力を云々するわけではありませんが、やはりそういうような従来の専門性を欠いておられるかたへの能力を云々するよろしく思つております。このことになり、それが外務省職員の任用資格の人との問題とも関連して来ると思うのであります。

○委員長(河井彌八君) 今外務委員会

1

ますが、そこで、先ほどのお話を、
そういう職員についての特別の立法の
ようなものを通常国会等において考え
るといふふうに伺つたのであります。

ますが、その点もう一度改めてお伺いしておきたいと思います。

〔政府委員（馬場久太郎）〕今後正月の在外公館ができます以上は、その公館の仕事の面で専門的な職員を要する個所が相当あると思います。そこで、只今も御指摘になりましたように、只今考慮されております法律においてもその点は十分に考慮いたしておるような次第でござります。本省乃至在外公館に専門的な知識、経験のある人を十分に活用して行きたいという考え方であります。

は、公布の日から施行する。」ことになりますが、一方定員法のほうでは、連絡事務所の減少等に伴う減員だけが出て来ておるようになりますが、そこで、この法律が施行された場合における定員の関係と、現在定員法に出ておる定員の関係とはどういうふうに我々理解すればいいのか。ということは、この法律が通つても、現在定員法に出ておる定員、あれで当分やつて行かれるのか、或いはこの国会に特別のこの法律が施行に伴う新らしい定員法のよくなきものをお出しになるのか、その点を伺つておきたいと思います。

○楠見義男君 そうすると、この法律ができるても新らしく定員は増加しない、い、いや、どうに考えてよ、いかがりますか。

○政府委員(島津久大君) その通りです。

○内閣下野文書 先ほどの者が委員の質問

に對して、この二十二條に「外務省の機関として、在外公館を置く。」この文句で、在外機関は外務省の機関として一本になるのだという結論だけお出しになりましたが、この解釈の根拠を少し詳しく承わりたいと思ひます。

○政府委員(島津久大君) 別に法律が仮にできまして、外国に公館を置くことになると、これではナーバーできないことになるかと思うのですがあります。現在の建前としまして、

ります。併し、海外に外務省の所管でない機関を置いてはいかん。そういうふうなことを法律的に論じ得るかどうか、この点私多少疑問ではないかと考へておられます。ありますから、こういうような書き方をいたしまして、そうしてこの原則に外れないように、これは当然その方針で進められるものと私は考えておるのであります。この点は公務員法の中におきまして、政府全体の問題として外務省以外の機関を外に置かないということをほつきりと掲げておられるのは困難だと思ひます。

○竹下脇次君 困難であるから書かないとどうすることになつたならば、ほかに設置ができるという解釈に帰着するということになる。何か何らかの形でそれを現わさなければならん。そうすると統轄できないといふ結論に到達せざるを得ないということになる。

○政府委員(島津久次君) その何らかの形がこの二十二條の書き方だと書いてあるわけであります。

○竹下脇次君 これは條文の解釈ですから……。

○補見義美君 今の竹下さんの御質問はこういうふうに私解釈しておるのですが、その点についてお伺いいたしましたが、これは外務省の機関としていますが、これは第三條のこの外務省の権限も、それは第三條のこの外務省の権限から生ずるところの、それから四條ですか、第三條及び第四條、外務省の任務及び権限として規定されておる事項について、国外に機関を置くときにはこれが唯一の外務省の機関としてのす

れ以外の、この外務省の任務及び特権
外のことは当然各省は置いてもこれは
差支えないのだと、こういうふうに理
解しておるのでですが、間違いかどう
か。

務が書いてあるのでございますが、いう任務を外れた、而も日本政府の公的な機関が外国にできるといふことは、私想像できないのでござります。なお外務省以外の各省の権限としまして、海外で仕事をするといふことも私ないようにも考えておるのでございません。従いまして二十二條の「外務省機関として、在外公館を置く。」ということは、事実上、日本政府の出先の機関は外務省の機関であるということこと

公館の仕事の中に包含されまして、将来正式の公館ができます際には、そういう機能があるといたしますならば、その公館のそのものの機能の一部になると考へております。一時的に出張の形で便宜、事務を処理するということは、これは又別問題でござります。恒久的な正式の機関といたることになりますと、この第四條の十六、これに入るとき考へます。

○備見義男君 これはまあ非常に細かいことなんで恐縮なんですが、今の場合は、例えばタイならタイから本年は十万トンもあらうとか、或いは二十万トン入れるとか、こういろいろな交渉ではなくて、そうして又この十六号に書いてあるような商取引の斡旋でもなくて、実際の事実行為をするために、恒久的に向うに駐在すると、その恒久的という意味が一年か、或いは半年か、とにかく廃止するまではと、こういう場合を予想して御質問しておるのであります。が、ここでの交渉或いは斡旋等も当然ねと思うが、その点はどうなんでしょうか。

○政府委員(島津久大君) この只今申しました十六の通商航海に関する利益を保護及び増進するというよくなことは、只今お説になりました事実と、事実行為と申しますか、そういうよくなことは、一切私たちは含むと思つておるのでございまして、経済関係のあらゆる仕事、これは事実的な事実行為と申しますか、そういうこともありますしよしよ。あらゆる関係或いは事務、そういうものが恒久的に、而も政府の機

関として行うものであればこれは当然在外公館の事務に入る、そういう解釈をしております。

○補見義男君 今の利益を保護し及び増進するため外國官憲との交渉、こういう交渉に繋がるようと思うのですが、そうではないのですか。

○政府委員(島津久大君) 十六の利益の保護と増進というものの実態が、交渉或いは斡旋ということであるかどうかといふ点は、これは或いは私が申しましたのは申し過ぎかと思います。それがでなくてこの所掌事務といたしまして、第三條の二「通商航海に関する利益の保護及び増進」という項目全體がカバーするという解釈のはうが適切だと思います。

○補見義男君 ちょっととよらわかりませんで、よく研究しまして……。

○竹下豊次君 従来大使館とか公使館とか、領事館とか、総領事館とかいうような公館が外国にあつたと、つまり在外公館がいろいろある、これは誰でもそう思つておつたわけです。それから今補見君から例を示された、この米を買付のために外國は公館があつたと、それも、広い意味の在外公館なんですね。併しそれは外務省の直轄ではなくして、農林省の出先機関としてまあ認められておつたと、これは現在までの事実だらうと思うのです。併しそれでは困るから、今度は外務省で一本で取りまとめようというお考へである。そ

う仮定すれば、そこをよっぽどはつきり條文にも現わして置かなくちや、今慣習していたのですか、そこを一つ説

までの法律の條文をはつきり記憶しておらないけれども、實際そういうふうに事実別々になつておる事実があるのですから、これははつきり行かないのです。

○政府委員(島津久大君) それは、只そういうことを條文の上でも明示しないといふと、あとで又こたへが起ります。で、この書方では、局長からも御

説明も先ほどありましたけれども、これでいいのだと言われて見たところ、で、それはあなたのドグマであつて、ちよつと法律的な頭で解釈して見るところも、私はそれは解釈できないじやないか、少くとも解釈しない人があるという、現に私もその一人ですが、そういう疑問を起す人は相当に多い。それとも從来と同じようなことを繰返されるんじやないか、こう思うのです。

○都祐一君 それでは又関連して、私は戦争前からも在外公館といえば、いろいろ私どもの頭の中で、外國にいろいろな機関もあるけれども、在外公館という言葉が正式に法律の上にあつて、法律の上にあるときはこれを称しているんだ、ほのかのものはいわゆる在外公館に入らんということがはつきりしておれば、そこが又その肩書が付くんだと思います。在外公館という言葉は前にもあつたんでしょうか。なくて化されておるほうが結構だと思いますし、それからそれを称して在外公館とする、だということをここできちんと

する、それも結構だと思います。それで、それが結構だと思います。それで、これが従来と同じようなことを繰返さないか、こう思つておつたわけです。そこでこの戦争前日本が対等に付き合つておつた時分、やはり公式の名稱では在外公館という、大使館以下一連の外交機関以外には在外公館という名稱はなかつたのでございますが、その場合事実上いろいろ財務出張所みたいなものがありますね。併しそれは外務省の直轄ではなくて、農林省の出先機関としてまあ認められておつたと、これは現在までの事実だらうと思うのです。併しそれでは困るから、今度は外務省で一本で取りまとめようというお考へである。そ

う仮定すれば、そこをよっぽどはつきりしたまつたね、ああいうようなものでは在外公館じやない、そういうふうに書くべきだという御意見でござります。どうもこの点は外務省以外の、外務省の關係筋以外の

ことを外務省の設置法の中に書くのは技術的に困難だと考えております。歸

ざいまして、政府の方針としてそういう方針があればその点私は心配ないと思います。それを外務省設置法の中で規定する書き方はちよつとこれは困難ぢやないかと思います。

○竹下豊次君 そうするとやはり私の先きに申しました疑問というものは残つてしまして、従来と同じようなことが今後も繰返される。

○都祐一君 それでは又関連して、私は戦争前からも在外公館といえば、いろいろ私どもの頭の中で、外國にいろいろな機関もあるけれども、在外公館という言葉が正式に法律の上にあつて、法律の上にあるときはこれを称しているんだ、ほのかのものはいわゆる在外公館に入らんということがはつきりしておれば、そこが又その肩書が付くんだと思います。在外公館という言葉は前にもあつたんでしょうか。なくて化されておるほうが結構だと思いますし、それからそれを称して在外公館とする、だということをここできちんと

する、それも結構だと思います。それで、これが従来と同じようなことを繰返さないか、こう思つておつたわけです。そこでこの戦争前日本が対等に付き合つておつた時分、やはり公式の名稱では在外公館という、大使館以下一連の外交機関及び位置は、別に法律で定める。」

○政府委員(島津久大君) 在外公館と申しますが、結局二十四條で「在外公館の名稱及び位置は、別に法律で定める。」この法律が現在まだありませんから、従つてまあ先ほど郡君のお話のようないいものだということはわかつておつたものなんございませんか。

○補見義男君 それでは具体的に伺ひます。が、結局二十四條で「在外公館の名稱及び位置は、別に法律で定める。」この法律が現在まだありませんから、従つてまあ先ほど郡君のお話のようないいものだということはわかつておつたものなんございませんか。

ゆるこの在外公館とお考えになつてゐるかどうか、この点を伺えればまあ具體的にはつきりするでしよう。

○政府委員(島津久大君) 今お話をございましたよろしく機能は、これはここに書いてございます在外公館自体の仕事として所要の人員はその中に入つてあります。それで、これが従来と同じような機能は、これはここに書いてございます在外公館には私は入つてゐなかつたようになります。

○竹下豊次君 そうするとやはり私の先ほどありました疑問というものは残つてしまして、従来と同じようなことが今後も繰返される。

○都祐一君 それでは又関連して、私は戦争前からも在外公館といえば、いろいろ私どもの頭の中で、外國にいろいろな機関もあるけれども、在外公館という言葉が正式に法律の上にあつて、法律の上にあるときはこれを称しているんだ、ほのかのものはいわゆる在外公館に入らんということがはつきりしておれば、そこが又その肩書が付くんだと思います。在外公館という言葉は前にもあつたんでしょうか。なくて化されておるほうが結構だと思いますし、それからそれを称して在外公館とする、だということをここできちんと

する、それも結構だと思います。それで、これが従来と同じようなことを繰返さないか、こう思つておつたわけです。そこでこの戦争前日本が対等に付き合つておつた時分、やはり公式の名稱では在外公館という、大使館以下一連の外交機関及び位置は、別に法律で定める。」この法律が現在まだありませんから、従つてまあ先ほど郡君のお話のようないいものだということはわかつておつたものなんございませんか。

○補見義男君 それでは具体的に伺ひます。が、結局二十四條で「在外公館の名稱及び位置は、別に法律で定める。」この法律が現在まだありませんから、従つてまあ先ほど郡君のお話のようないいものだということはわかつておつたものなんございませんか。

八

○政府委員(島津久大君) この点は外務省の公館以外に作らないという方針は、これは政府の私方針として確立しているものと考えるのでござります。

○政府委員(島津久大君) この点は外務省の公館以外に作らないという方針は、これは政府の私方針として確立しているものと考えるのでござります。

これは仕事のやりようが一元化を図る、害さないという問題も、これはまあ一番重要な問題でございまして、それ以外の経費と人員を極度に節約した

として、その点も相當な理由になるわけでありまして、本省、本省と申しませ

んが、外務省、通産省、農林省或いは運輸省、そういう省の出先が独立した事務所を持つということを想像いたしましたと、事務の統一がないということ以外にも、この経費の節約という点からも面白いことあります。

○竹下豊次君 この二十三條に「在外公館は、外国において本省の所管事務を行ふ」、そう文句が使つてあるのですね。これを見ましても、この本省の所管事務というものの解釈を広く解釈して、先ほど補見君が出されたような米の買付けというようなものも外務省の所管事務であるといふように解釈するのが本當であるが、もうそこに私は疑問が起つて来るだらうと思うのです。従来の考え方から見ますといふと、今のような事例は、これは農林省の所管事務であつて、外務省の所管事務じやないといふに解釈されそうに思われる、そういうふうに解釈されそうに思われる、それから見ますと従来通りにやはり農林省の出先機関をそこに設けることができるのだ、それには外務省はタツチしないのだといふような解釈をするのが、何とか無理のないような解釈のような気がするんです。そういう点もありますし、なおこの点は十分御考慮をお願いしております。

○政府委員(島津久大君) 十分の例その他資料が不足のために十分御説明が行き届かない点は申証ないと想います。只今御指摘の「外國において本省の所管事務を行ふ」ということは、外務省だけの事務を出先の公館で処理するということには私はならないと思う

事館として当然出先でやる仕事があるますと、事務の統一がないということ以外にも、この経費の節約という点からも面白いことあります。

○竹下豊次君 この二十三條に「在外公館は、外国において本省の所管事務を行ふ」、そう文句が使つてあるのですね。これを見ましても、この本省の所管事務というものの解釈を広く解釈して、先ほど補見君が出されたような米の買付けというようなものも外務省の所管事務であるといふように解釈するのが本當であるが、もうそこに私は疑問が起つて来るだらうと思うのです。従来の考え方から見ますといふと、今のような事例は、これは農林省の所管事務であつて、外務省の所管事務じやないといふに解釈されそうに思われる、それから見ますと従来通りにやはり農林省の出

事館として当然出先でやる仕事があるわけでありまして、それが各省から外務大臣を通じまして外に流れて行くと、この行き方もそのようになつておるのであります。つまり、例えはロンドンにおけるアメリカの大使館といふものは、本来の外務省の職員といふのも相当多数あります。併しそれは非常に非常に厖大なスタッフを擁しております。これが國務省の統轄の下に一元的に動いておるわけであります。今後ますます複雑になつて参ります外交、領事、それらの仕事をできるだけ統一しておるわけあります。まあ御解釈で、絶対に外務省以外の事務所が置けないといふことになつていないといふ点は、少しあつたかと思うのでございます。なおそれらの点はもう一處一つ研究いたしまして、明日でも御説明申上げたいと思ひます。

○竹下豊次君 なおこの「法律に基いて在外公館に属させられた権限」についての法律に基いて在外公館に属させられた権限と、こういうことがはつきりなるだろうと思ひますが、そこまでが或いはちょっと形が整わないといふも不十分のような気がいたします。

○補見義男君 私は個人的には統一さ

れたほうがむしろいいのではないかと、いう意見なんです。従つて先ほど申上げたように、そういう場合に、外交官になるわけなんですか、外務省の役人になるわけなんでありますから、任用資格をやかましく言わると、その点が非常に不適当になる。従つて特ありまして、例えはロンドンにおけるアメリカの大使館といふものは、本来の外務省の職員といふのも相当多数あります。併しこの法案から見ますといふと、大分忘れましたけれども、我々法律を学んだ人間から見ると、竹下さん、この言われるような結論にならざるを得ないのです。併しそれはさつと見ただけですから、或いはどこか我々の見落しの点があるかと思ひますから、この点は一つ御検討を頂いて、明らかにして頂きたいと思います。

それから新らしいこの機構に當てはめた人員の配置表がここにはないよう思ひますが、作つて頂いて御配付を頂きたいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 諸君に申上げます。外務委員長からもう連合審査はやめてよろしいと、いうことが参りましたから、さように決したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) それでは本日はこれを以て散会いたします。

午後零時十五分散会

昭和二十六年十一月二十一日印刷

昭和二十六年十一月二十四日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所